

西淀川区役所地域安全・防災業務（会計年度任用職員）募集要項

1 募集人数

1名

2 業務内容

- (1) 空家対策に関する補助業務
- (2) 地域安全・防犯に関する補助事務
- (3) 備蓄物資の管理に関する補助業務
- (4) 地域防災訓練に関する補助事務
- (5) その他地域安全・防災業務に関する補助業務

3 応募資格

- (1) 一般的な事務作業（パソコン操作、電話対応など）のできる方
- (2) 地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者等

【地方公務員法第16条（抜粋）】

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※受験資格に関して、年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方は受験できません。

4 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（2回まで最長3年）

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

- ・午前 9 時から午後 5 時 15 分もしくは午前 9 時 15 分から午後 5 時 30 分(休憩時間 45 分)までの 7 時間 30 分
- ・週 4 日勤務 (30 時間)

(2) 休日

- ・土曜日及び日曜日
- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・12 月 29 日から翌 1 月 3 日までの日
- ・そのほか本市が指定する日

(3) 勤務場所

大阪市西淀川区御幣島 1 丁目 2 番 10 号

大阪市西淀川区役所 5 階防災安全課

(4) 報酬等

| | |
|--------------------|-------------------------|
| 報酬 (月額) | 176,436 円～196,620 円 |
| 期末手当 (6 月・12 月に支給) | 642,887 円～716,432 円 |
| 年収見込 | 2,760,119 円～3,075,872 円 |

※上記報酬等は、令和 8 年 1 月 15 日時点 (募集時点) のものですが、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

※期末・勤勉手当について、1 年目は 3.64375 月分ですが、再度の任用がされた場合 2 年目以降は 4.65 月分となります。

※上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた手当 (超過勤務手当等) が支給されます。

(5) 交通費

6 か月定期券額の 1 か月相当額と 1 か月通勤所要回数 (週 4 日勤務 16 回) の回数券相当額と比較して低い方を当月に支給 (限度額あり)。

(6) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、勤務時間に関する規則に基づき付与されます。

| | |
|------|--|
| 年次休暇 | <p>付与日数：12日</p> <p>付与期間：4月1日（任用日）～3月31日（任期満了日）</p> <p>※任用形態にかかわらず、本市で勤務し継続して会計年度任用職員として任用される場合は別途加算して付与されます。</p> |
| 特別休暇 | <p>【有給】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏季休暇 ・忌引休暇 　・結婚休暇 　・産前産後休暇 　・配偶者分娩休暇 ・育児参加休暇 　・災害等による通勤時の出勤困難な場合 等 <p>【無給】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生理休暇 　・妊娠障害休暇 　・育児時間休暇 ・子の看護休暇※1 　・短期介護休暇※1 　・ドナー休暇 <p>(※1) 別途取得要件あり</p> |

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。（別途取得要件あり）

(7) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険

(8) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(9) その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

6 選考方法

口述（面接）試験

7 選考日時及び選考会場

日程：令和8年2月20日（金曜日）

時間：午後1時以降の指定する時間

場所：大阪市西淀川区役所 会議室

※ 詳細については、応募者に送付する「受験案内」にて通知します。

8 申込方法

次の書類等を持参または郵便等で送付してください。なお郵便等の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申し込みください。

※ 次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

(1) 西淀川区役所地域安全・防災業務会計年度任用職員採用申込書 1通

(2) 申し立て書(所定様式) 1通

(3) 「受験案内」送付用の定形封筒(長形3号) 1通

※ 必ず宛先を記載のうえ、110円切手を貼付してください。

○ 採用申込書の受付期間等

(1) 持参する場合

ア. 申込み期間

令和8年1月15日(木曜日)から令和8年2月4日(水曜日)まで

(土曜日、日曜日、祝日を除く)

午前9時から午後5時30分まで

イ. 申込書受付場所

〒555-8501 大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号

西淀川区役所防災安全課 5階53番窓口

(2) 郵便等で送付する場合

ア. 申込み期間

令和8年2月4日(水曜日)まで(当日必着)

※「西淀川区役所会計年度任用職員採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れて、送付してください。

イ. 申込書送付先

上記(1)イと同じ

※なお、簡易書留以外の方法により送付された場合の事故については、責任を負いません。

また、料金不足の場合は受け付けません。

○受験案内の送付

試験の時間等の詳細については、令和8年2月12日(木曜日)までに受験者本人あてに通知します。

○結果の発表

合否については、受験者本人あてに送付します。なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

9 試験結果の開示

・試験の結果「不合格」の場合には、次の要領で申し出ることにより成績をお知らせします。

・得点及び順位については、令和8年3月2日(月曜日)の午前10時～午後5時(正午から午後1時の間を除く)に大阪市西淀川区役所防災安全課内において開示します。受験者本人であることが確認できる書類(顔写真の添付のあるもの:マイナンバーカード、運転

免許証、パスポート又は学生証等)を持参のうえ口頭で申し出てください

10 その他

- ・この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ・受験に際して大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。

11 問合せ先

西淀川区役所防災安全課 5階53番窓口
〒555-8501 大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号
担当：防災安全課
電話：06-6478-9897

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】(抜粋)

(倫理原則)

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

(職員倫理規則)

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと